


総基料第 63 号
平成 27 年 3 月 31 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長
吉良 裕臣



実績原価方式に基づく平成 27 年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置
について（要請）

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実績原価方式に基づく平成 27 年度の接続料の改定等）」（平成 27 年 1 月 27 日諮問第 3069 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 27 年 3 月 31 日情郵審第 17 号）がなされたことを踏まえ、当該答申のとおり、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

- 1 今国会に提出された、法人税率を 25.5%から 23.9%へと引き下げること等を内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」が成立・施行した場合には、改正後の税率を用いて接続料を再算定した上で、可及的速やかに補正申請を行うこと。
- 2 平成 26 年度以降の接続会計において PCB 廃棄物の処理単価見直しに伴う特別損失を計上し、平成 28 年度以降の接続料原価に算入する場合には、接続会計の公表の際に、その設備区分別の内訳についても公表すること。また、接続事業者の予見性を確保する観点から、接続事業者に対し、当該特別損失が各機能の接続料原価に及ぼす影響に係る情報を、接続料改定に係る接続約款の変更認可申請よりも可能な限り早い時期に開示することについて検討すること。

3 光屋内配線加算額及び光屋内配線工事費の算定に用いられる作業時間について、平成26年度に実施した再計測では、屋内配線を収容する配管の有無が作業時間に影響を与えていることが想定されることから、毎年度、配管の有無を調査し、その結果に有意な差が認められる場合には接続料に反映すること。また、今後、定期的に（例：5年ごとに）作業時間を再計測し、その結果を光屋内配線加算料等の算定に用いること。

以上